

駐車場法に基づく路外駐車場（自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上）の構造及び設備の基準

（最終改正 平成30年12月27日政令第91号）

項目		基準	根拠条項
出入口	設置してはならない基準	1 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上 付近、勾配の急な坂又はトンネル	政令第7条第1項 道交法第44条第1号
		2 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分	政令第7条第1項 道交法第44条第2号
		3 横断歩道又は自転車横断帯の前後の端側からそれぞれ前後に5メートル以内の部分	政令第7条第1項 道交法第44条第3号
		4 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の端側からそれぞれ前後に10メートル以内の部分	政令第7条第1項 道交法第44条第4号
		5 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標識柱又は表示板が設けられている位置から10メートル以内の部分	政令第7条第1項 道交法第44条第5号
		6 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分	政令第7条第1項 道交法第44条第6号
		7 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5メートル以内の道路の部分	政令第7条第1項
		8 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から20メートル以内の道路の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右20メートル以内の道路の部分を含む。）	政令第7条第1項
		9 橋	政令第7条第1項
		10 幅員が6メートル未満の道路又は縦断勾配が10パーセントを超える道路	政令第7条第1項
特例基準	11 トンネル、交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分、橋および幅員が6メートル未満の道路については、路外駐車場の出入口の設置が、路外駐車場の出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと国土交通大臣が認めた場合に限り、設置することができる。この場合、国土交通大臣は、道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くものとする	政令第7条第2項 同条第3項	
二面道路	12 前面道路が2面以上ある場合は、出入口はその前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときはこの限りでない。	政令第7条第1項第2号	
	13 自動車の駐車のために供する部分の面積が6000㎡以上の路外駐車場は、出口と入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上としなければならない。ただし、前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合は、適用除外とする。	政令第7条第1号第3号	
	14 出入口において、自動車の回転を容易にするため、必要があるときは、すみ切りをしなければならない。この場合、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上としなければならない。	政令第7条第1項第4号	
	15 出口付近の構造は、出口から2（1.3）メートル後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて道路中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならない。	政令第7条第1項第5号	
車路	1 自動車が円滑かつ安全に走行できる車路を設けなければならない。	政令第8条第1項第1号	
	2 車路幅員は、5.5（3.5）メートル以上としなければならない。 ただし、一方通行の車路にあっては、3.5（2.25）メートル以上とすることができる。 （車路に接して、駐車料金徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない箇所にある場合は、2.75（1.75）メートル）	政令第8条第1項第2号	
建築物である場合	車路	以下のいずれにも適合する構造とすること。 ①はり下の高さは、2.3メートル以上であること。 ②屈曲部は、自動車が5（3）メートル以上の内のり半径で回転できる構造であること。 （ターンテーブルが設けられているものを除く。） ③傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。 ④傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。	政令第8条第3項
	車室	自動車の駐車のために供する部分のはり下の高さは、2.1メートル以上でなければならない。	政令第9条
	避難階段	直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車のために供する部分を設けるときは、建築基準法施行令第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けなければならない。	政令第10条
	防火区画	給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合、当該施設と路外駐車場とを耐火構造（建築基準法第2条第7号）の壁又は特定防火設備（建築基準法施行令第112第1項）によって区画しなければならない。	政令第11条
	換気装置	内部の空気を床面積1平方メートルにつき毎時14立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気の有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。	政令第12条
	照明装置	自動車の車路の路面は10ルクス以上、自動車の駐車のために供する部分の床面は2ルクス以上の照度を保つのに必要な照明装置を設けなければならない。	政令第13条
	警報装置	自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない	政令第14条
特殊の装置	政令第2章第1節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力が有ると認める場合においては適用しない。		政令第15条

※（ ）内の数値は、特定自動二輪専用の場合とする